

資 料

平成24年3月30日
厚生労働省

目次

1. 労働保険の適用・徴収を行う組織

2. 労働保険の適用・徴収の概要

- (1) 労働保険の適用・徴収の流れと主な数値
- (2) 労働保険の対象事業場・保険料計算
- (3) 労働保険料の申告・納付手続
- (4) 労働保険事務組合について
- (5) 適用事業場数
- (6) 事業場への立入検査

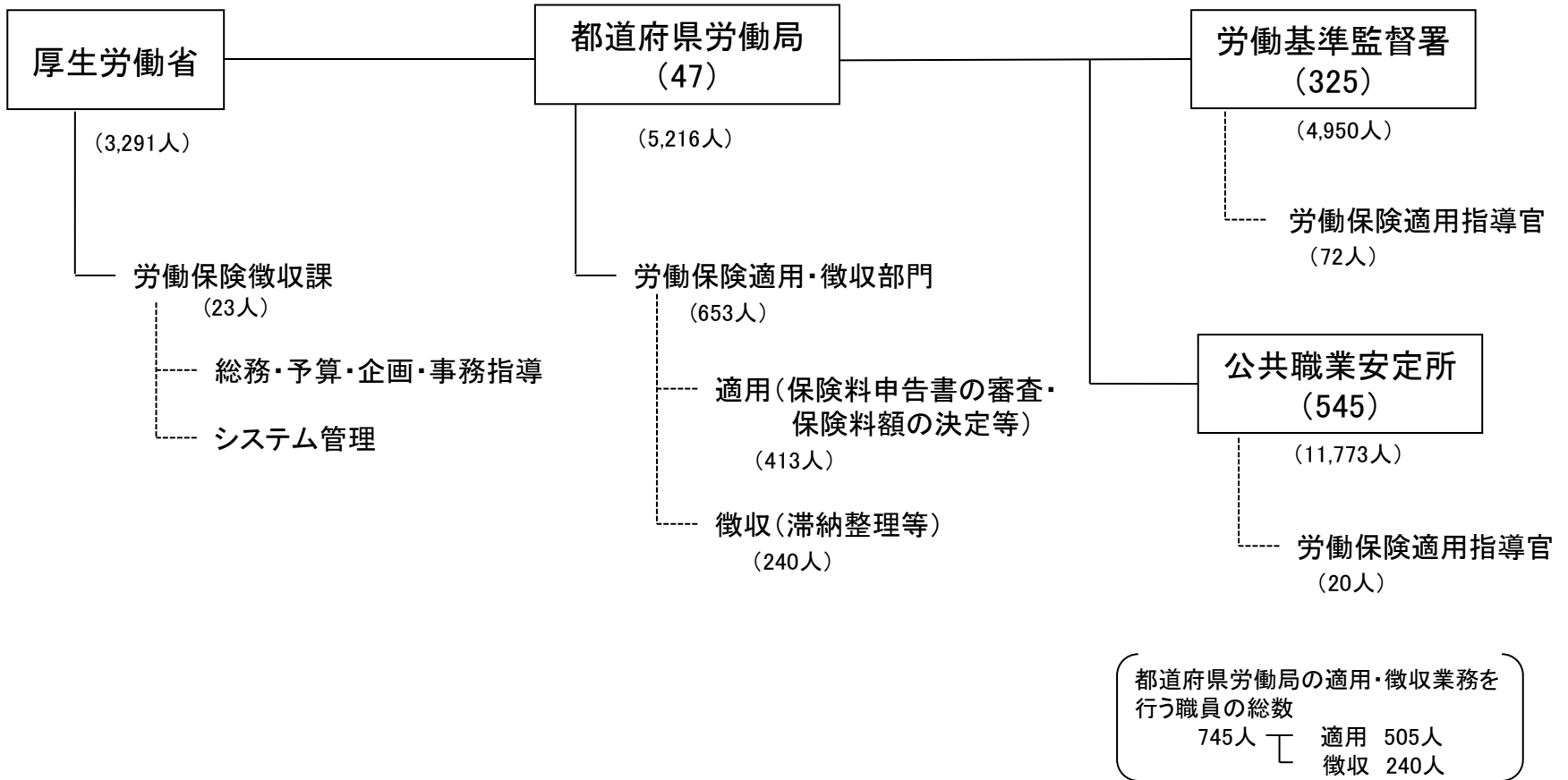
3. 労働保険料徴収の現状

- (1) 労働保険料の法的性格
- (2) 労働保険料の納付方法
- (3) 滞納整理の実施手順
- (4) 労働保険料の滞納発生状況
- (5) 労働保険料滞納の推移
- (6) 滞納整理の状況

4. 情報の収集・管理(情報交換の状況)

1. 労働保険の適用・徴収を行う組織

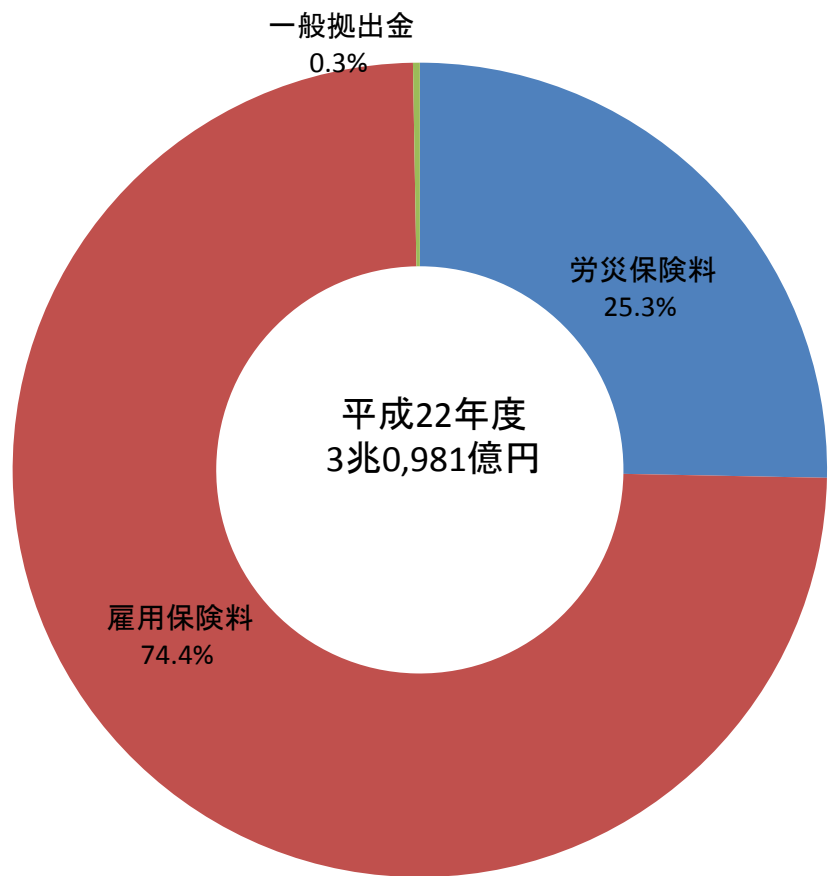
[人数は平成23年度末定員]



(注1) 労働保険適用徴収業務は、主に、都道府県労働局において実施している（一部の労働基準監督署又は公共職業安定所では、労働保険の適用事務のために労働保険適用指導官を配置しているが、順次、都道府県労働局への集約化を進めている）。

(注2) 労働基準監督署では主に監督・安全衛生・労災給付、公共職業安定所では主に職業紹介・失業等給付の業務を行っている。

平成22年度 保険料等別決算額



区 分	平成22年度	構成比
	億円	%
労 災 保 険 料	7,841	25.3
雇 用 保 険 料	23,056	74.4
一 般 拠 出 金	83	0.3
計	30,981	100.0

※一般拠出金は、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年2月10日法律第4号）第35条第1項に基づき徴収するもの。

2. (1) 労働保険の適用・徴収の流れと主な数値

○ 原則として労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用(個人事業主を含む)
 適用事業場数294万(平成22年度末)、保険料等収納額3兆0,981億円(平成22年度)、**保険料収納率97.5%**(平成22年度)

厚生労働省、都道府県労働局等

【数値は平成22年度】

原則年1回、その年度の保険料額*を事業主が自ら申告・納付(一定の場合は分割納付も可能)

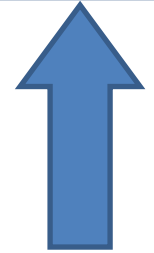
- 申告書送付(外部委託) : 約168万枚
- 申告書の受付、審査(外部委託)、保険料収納
- 年間総納付件数 : 約264万件

事業所への立入検査
 件数 : 約5万2千件

督促状発行 : 約35万件・約545億円
 納付督促 : 延べ約67万件
 領収額 : 約152億円

滞納処分
 差押等件数 : 約2万2千件
 差押等金額 : 約52億円

* 1年間に労働者に支払った賃金の総額に保険料率を乗じて算出



申告・納付 (約2兆7,207億円)

個別手続事業場 (約165万事業)



申告・納付 (約3,774億円)

労働保険事務組合※(10,179組合)



委託

委託事業場(約129万事業)

※ 中小零細事業主が、事務負担を軽減するため、労働保険料の申告・納付や各種届出等の労働保険事務を、厚生労働大臣の認可を受けた事業主の団体(商工会、事業協同組合等)に委託できる制度

2. (2) 労働保険の対象事業場・保険料計算

(1) 労働保険

○ 労働保険とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険を総称したものの。

○ 原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用される。

(注) 平成22年度末の適用事業場数は約294万。

(2) 労働保険料

○ 事業主が、1年間に労働者に支払った賃金の総額に保険料率を乗じて算出。

① **労災保険料 = 全労働者の賃金総額 × 労災保険率**

〔 労災保険率・・・「事業の種類」(55種類)により、3/1,000～103/1,000
(24年度から2.5/1,000～89/1,000) 〕

② **雇用保険料 = 全労働者※の賃金総額 × 雇用保険率** ※ 雇用期間・労働時間等により、適用除外となる者がいる。

〔 雇用保険率・・・15.5/1,000(一般の事業。24年度から13.5/1,000)
17.5/1,000(農林水産、清酒製造の事業。24年度から15.5/1,000)
18.5/1,000(建設の事業。24年度から16.5/1,000) 〕

(3) 石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金

○ 石綿健康被害者の救済費用に充てるため、労災保険の適用事業主から徴収。

一般拠出金 = 全労働者の賃金総額 × 0.05/1,000

2. (3) 労働保険料の申告・納付手続①

- 労働保険料の負担は、以下のとおり。
〔 労災保険 事業主負担
雇用保険 失業等給付部分は労使折半、雇用保険二事業部分は事業主負担 〕
- 原則年1回、事業主が自ら申告・納付。
- 原則として、労災保険料と雇用保険料、一体の労働保険料として徴収。
- 申告は、概算・確定方式を採用。
(①現年度の概算保険料、②前年度の保険料を精算するための確定保険料、③石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の申告を、同時に行う)。
- 概算保険料額が40万円以上の場合、最大3回に分けて納付することが可能。



2. (3) 労働保険料の申告・納付手続②

【有期事業】(対象事業数:56万事業(平成22年度))

- 有期事業とは、建築工事等の「期間が予定されている事業」。
- 有期事業は、原則、その事業ごとに申告・納付。
- 小規模な建設の事業については、一括して申告・納付が可能。

【特別加入制度】(加入者:170万人(平成22年度))

- 労働者以外の者のうち、業務の実情、災害の発生状況などから見て、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の者に、特別に労災保険への任意加入を認める制度。

- ① 中小事業主等
- ② 一人親方その他の自営業者、特定農作業従事者
- ③ 海外派遣者

特別加入保険料 = 給付基礎日額 × 365日 × (特別加入月数/12月) × 保険料率

(注) 給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定するための基礎となる額
(原則として、3,500円～20,000円のうちで自ら選択)

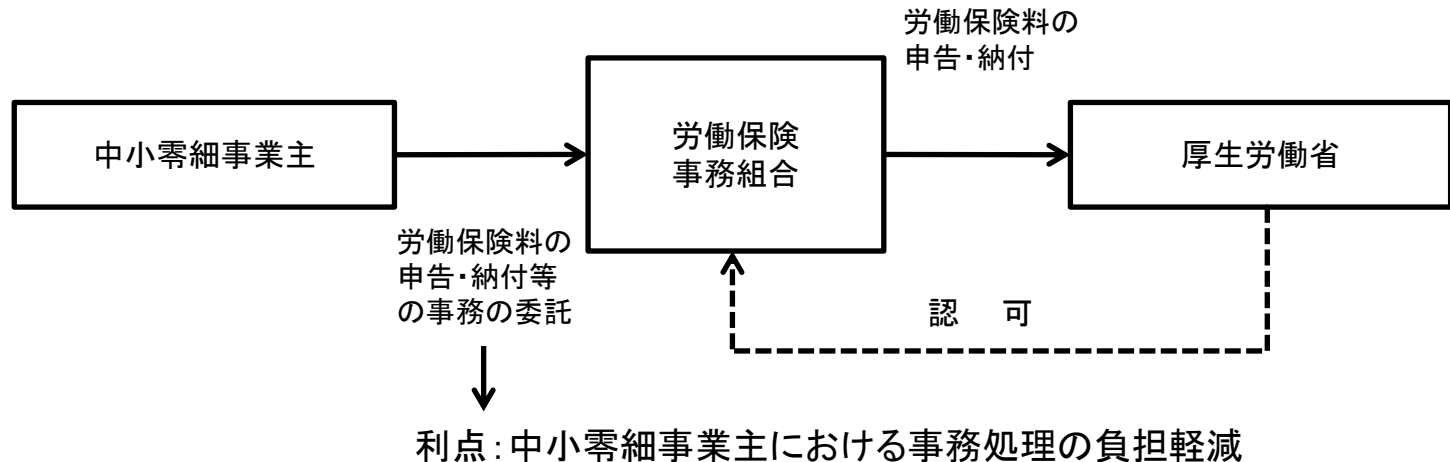
【労災保険のメリット制度】(対象事業数:12万事業(平成22年度))

- 災害防止努力を促進させるため、一定規模以上の事業について、個々の事業ごとに、労働災害の発生度合いに応じて、労災保険料の額を増減する制度。

2. (4) 労働保険事務組合について

1. 労働保険事務組合とは

中小零細事業主が、事務負担を軽減するため、労働保険料の申告・納付や各種届出等の労働保険事務を、厚生労働大臣の認可を受けた事業主の団体(商工会、事業協同組合等)に委託できる制度。

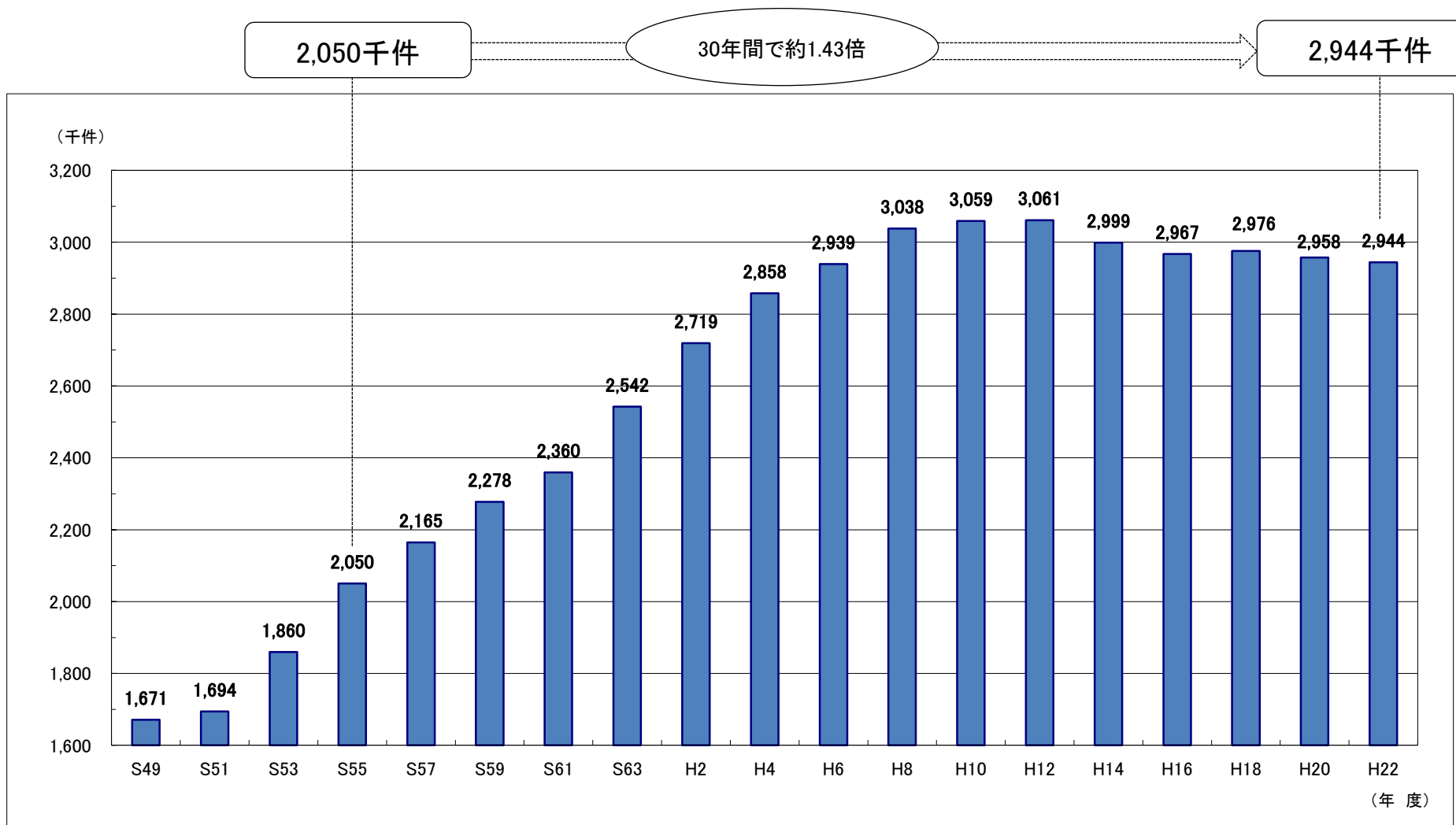


2. 労働保険事務組合の現状(平成22年度末)

事務組合数	10,179組合
委託事業数	129万事業(全適用事業場に占める割合43.9%)
事務組合取扱保険料等	3,774億円(保険料等収納額に占める割合12.2%)

2. (5) 適用事業場数

○ 適用事業場数は、30年間で約1.43倍に増加。



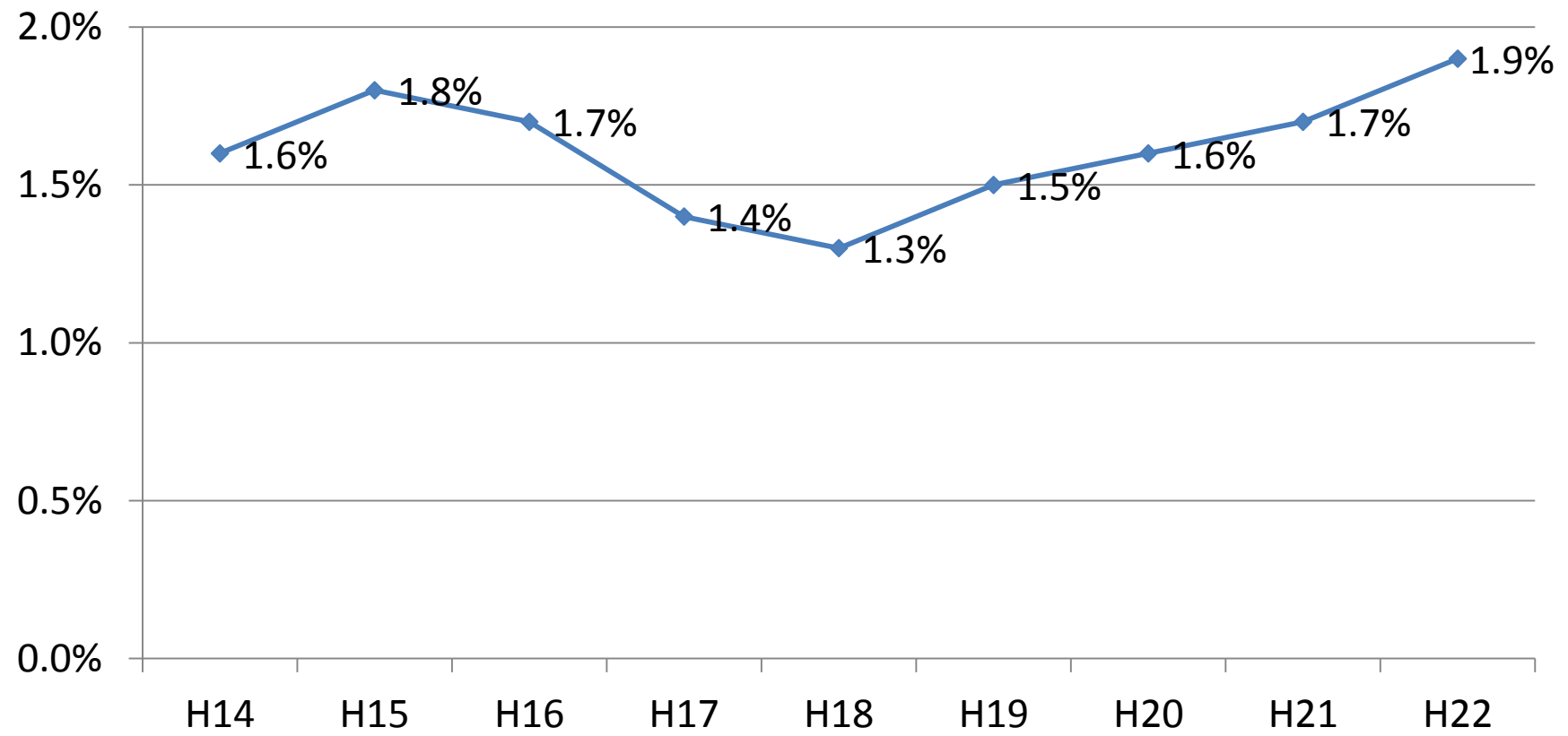
(注) 事業場数は、全て年度末(3月末)時点の件数を計上。

2. (6) 事業場への立入検査①

調査の準備	①申告書等の記載内容の分析結果、②過去の調査実施状況などに基づき疑問点・着眼点を抽出し、調査事業場を決定。
事前通知	事業場に対し、葉書等により①日時、②場所、③担当者、④調査に必要な書類を通知し、日程調整。
質問・検査	「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」で定める立入検査権に基づき、対象事業場に対し質問し、又は書類を検査することにより、申告内容等を確認。
職権による労働保険料額の決定	調査の結果、申告内容等に誤りを確認した場合には、職権により、正しい労働保険料等の額を決定し、調査結果を通知。その際、その処分に対して異議申立ができることを教示。
調査の終了	調査結果を交付した時点で調査は終了。

2. (6) 事業場への立入検査②

立入検査の推移(H14~22)



(注) 立入検査の件数を全事業場数で除したもの

3. (1) 労働保険料の法的性格

	労働保険料の法的性格
性質	基本的に給付と負担は連動しており、保険給付に要する費用は、事業主から徴収する保険料及び国庫負担により賄っている。
債権の優先徴収権	労働保険料は、国税及び地方税に次ぐ、優先徴収権を有している。
徴収権の消滅時効	2年
延滞金の取扱い	<ul style="list-style-type: none">○ 法定納期限まで納付がなされない場合は、督促状を発行する。督促状に記載されている期限までに完納されない場合、延滞金を課す。○ 延滞金の割合<ul style="list-style-type: none">・納期限の翌日から2月を経過する日まで 年4.3% (平成24年)・納期限の翌日から2月を経過した日以後 年14.6%
督促状の送付	義務規定 期限(督促状を発する日から10日以上経過した日)を指定して督促しなければならない。

※ 労働保険料の徴収は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収することとされている。

3. (3) 労働保険料の納付方法

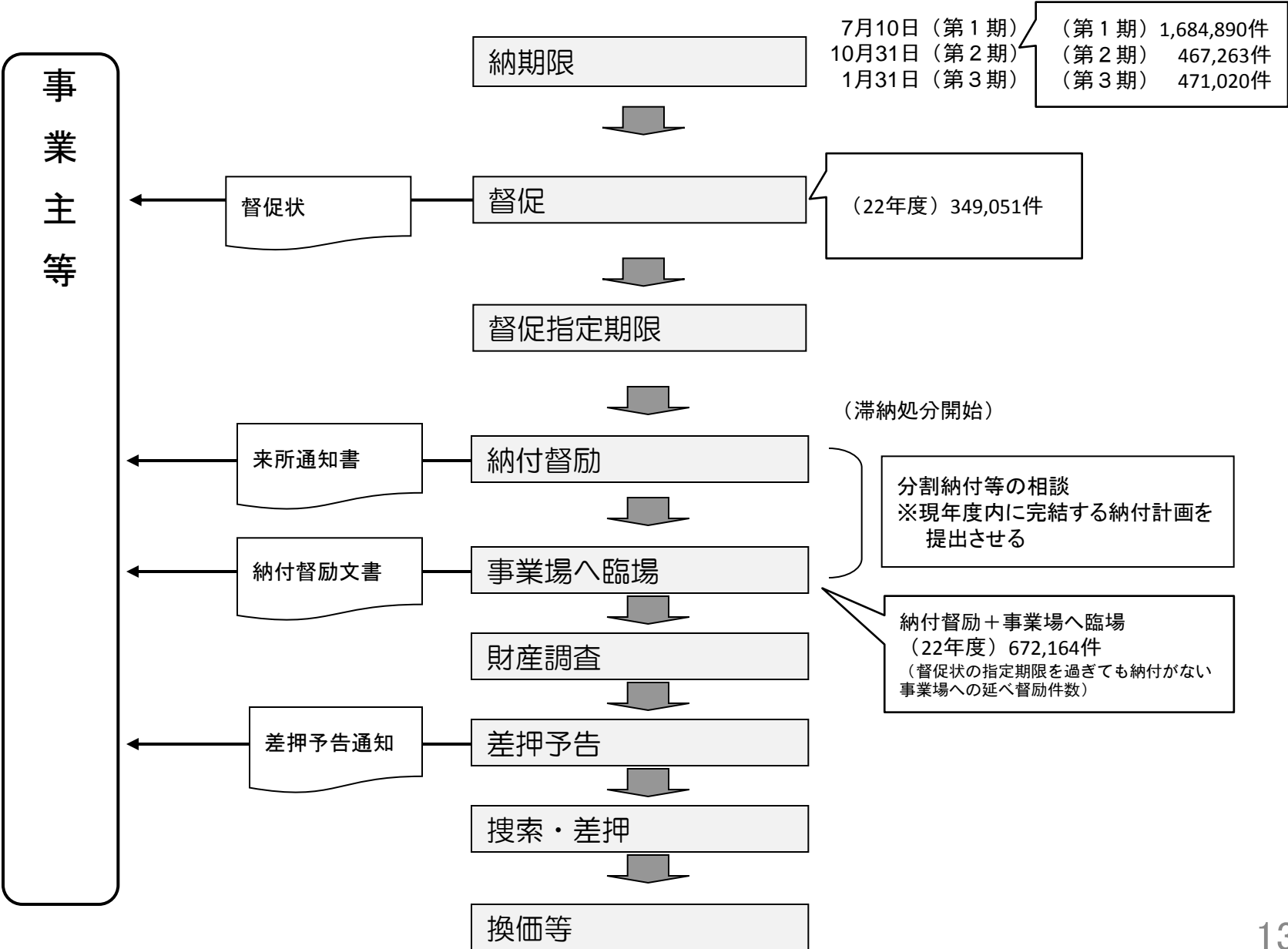
- 納税者利便を向上させるために、電子納付を導入するなど、納付手段は多様化している。
- 労働局の窓口における納付件数は、全体の4.3%(平成22年度)。

納付手段別の納付件数

(単位:件)

納付手段	金融機関窓口	口座振替	労働局窓口	電子納付	合計
納付件数	5,033,231	77,880	231,988	33,137	5,376,236
割合	93.6%	1.4%	4.3%	0.6%	100.0%

3. (3) 滞納整理の実施手順



3. (4) 労働保険料の滞納発生状況

- 労働保険料はそのほとんどが期限内に収納されており、平成22年度の滞納発生割合(金額ベース)は0.8%である。

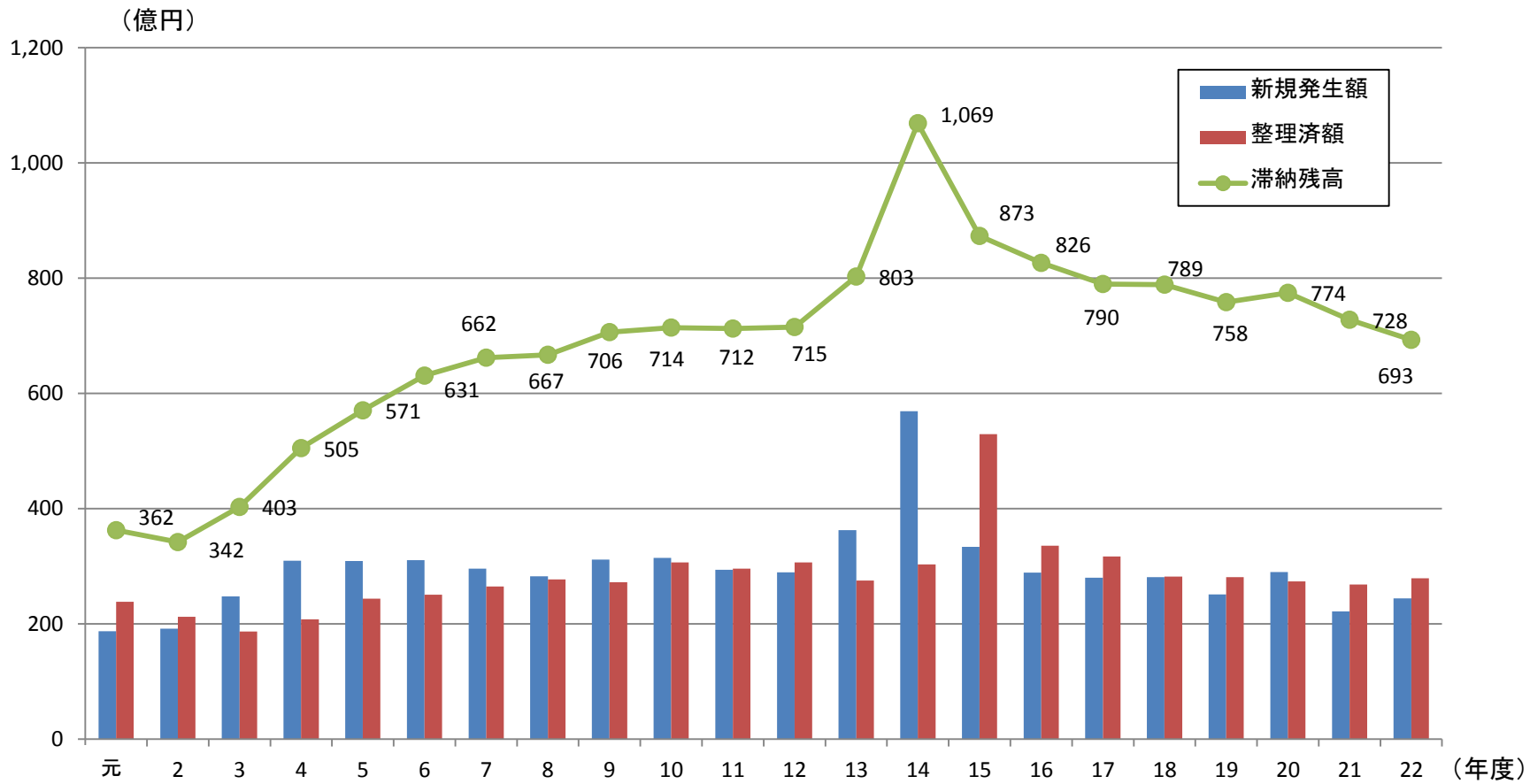
保険料別滞納発生割合 (平成 22 年度)

(単位：億円、%)

区 分	徴収決定済額(A)	新規発生滞納額(B)	滞納発生割合(B/A)
労災保険料	7,859	77	1.0
雇用保険料	23,129	167	0.7
一般拠出金	84	1	0.6
合計	31,072	245	0.8

3. (5) 労働保険料滞納の推移

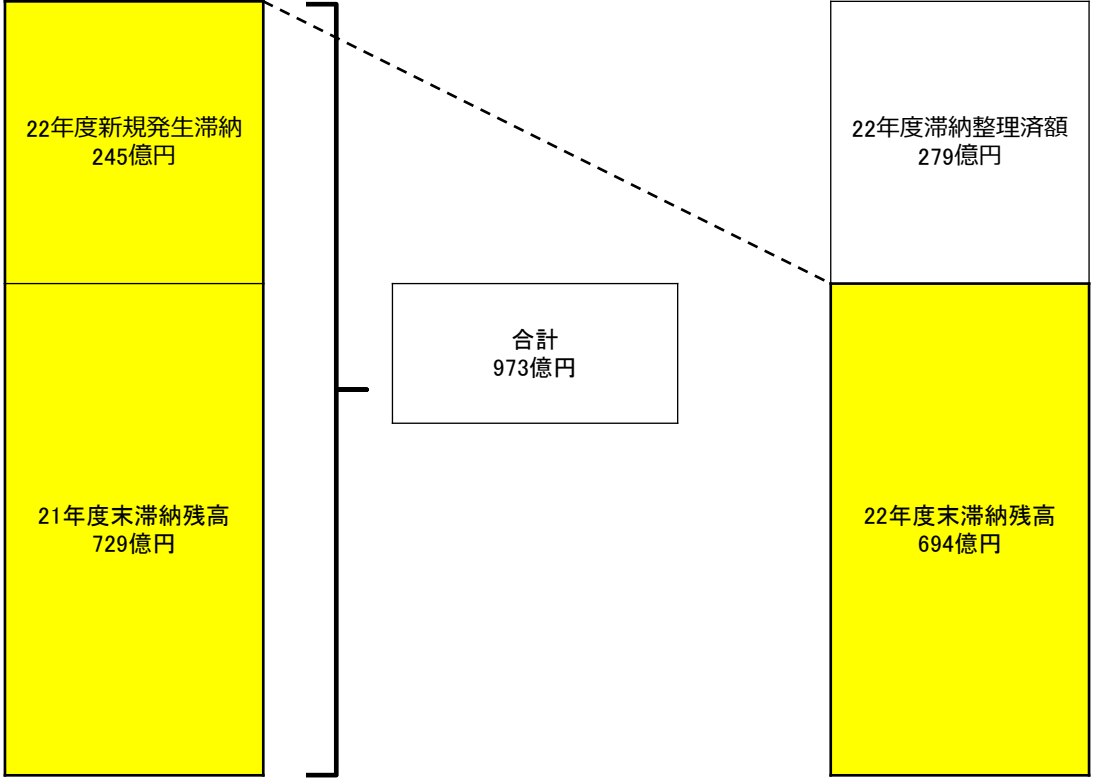
○ 労働保険料の滞納金額は平成14年度より減少傾向にある。



※ 平成14年度については、雇用保険料の追加徴収が行われた年度であるが、追加保険料のうち労働保険事務組合分の納期限が翌年度5月とされたことにより、滞納額が一時的に増えたもの。(徴収決定済額のみ平成14年度に計上され、収納は翌年度となったことによるもの。)

3. (6) 滞納整理の状況

○ 平成22年度において、新たに245億円の新規滞納が発生する一方、279億円の滞納整理等を実施した結果、年度末における滞納残高は694億円となっている。



4. 情報の収集・管理(情報交換の状況)

○ 厚生労働省は、適正・公平な保険料負担の観点から、以下の機関から事業場の労働保険の未手続情報を取得している。

(1) 都道府県労働局内からの日常的な情報取得

- ・ 事業場への監督業務時、保険給付(労災、雇用)時、助成金支給時 等

(2) 他省庁・地方公共団体等からの情報取得

- ・ 国土交通省、地方公共団体等

タクシー・バス・トラックの事業認可時や公共工事の発注時等に、事業場名、所在地、労働保険への加入状況等の情報を取得。

- ・ 日本年金機構

厚生年金保険の適用事業所情報(住所・名称・連絡先・被保険者数等)を取得。

- ・ 法務省

平成24年度に、新たに法務省の保有する法人登記簿情報を入手できるようにする予定であり、この法人登記簿情報を活用し、労働保険の適用事業場情報と突き合わせすることにより、新たな未適用事業場を把握することになっている。

○ 厚生労働省は、次の情報を日本年金機構に提供している。

- ・ 労働保険適用事業場データ(住所・名称・連絡先・事業場規模等)